

第6編 移動等円滑化促進地区の選定

1. 促進地区の区域および生活関連施設に関する考え方

1-1. 促進地区の区域

(1) 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区

「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」において、一般的な徒歩圏はおおむね800mと示されている。また、伊勢市立地適正化計画において、伊勢市駅・宇治山田駅周辺は、将来的にわたり様々な都市機能を集め、維持していく方針としているエリアである「都市機能誘導区域」として設定している。これらのことから、伊勢市駅と宇治山田駅をそれぞれ中心とした徒歩圏800mの円と都市機能誘導区域が重なる範囲で、官公庁やホテルなど、主要な生活関連施設を含む範囲を、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の区域として設定した。

なお、ミタス伊勢や赤十字病院、伊勢図書館や福祉健康センターなどについては徒歩圏外であり、移動はバスが中心になると考えられることから、促進地区からは除外している。また、伊勢郵便局（本局）や明倫こども園については、徒歩圏内に位置しているが、都市機能誘導区域からは外れているため、促進地区からは除外している。

(2) 二見浦駅周辺地区

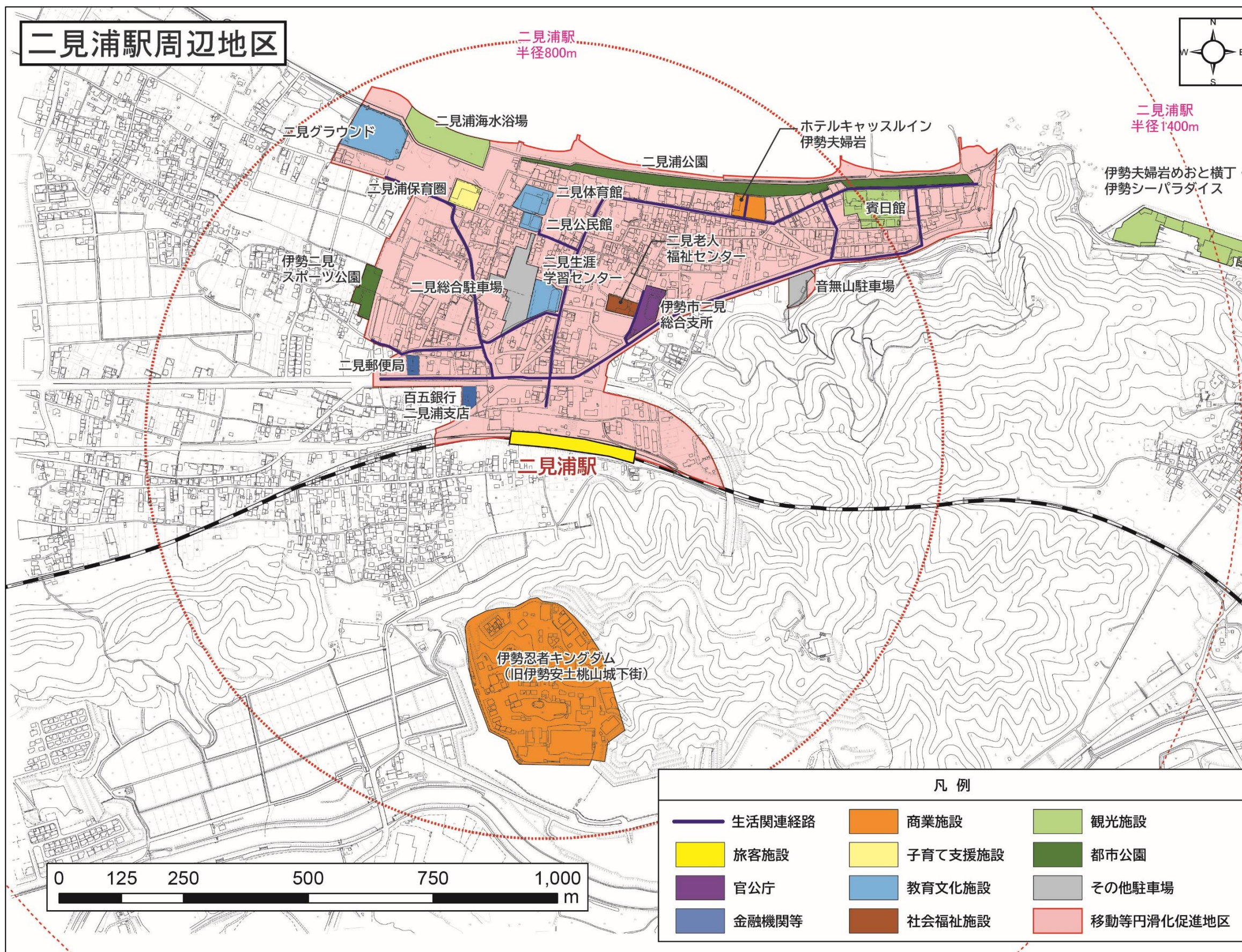
二見浦駅周辺地区においては、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区と同様に、二見浦駅を中心とした徒歩圏800mの円で示す範囲を基本とし、円内およびその周辺における生活関連施設になりうる施設を含むような形で移動等円滑化促進地区を設定した。

なお、二見興玉神社入口は駅から800mの範囲外であるが、当該地区の主要な観光施設であることから、駅から神社入口までを移動等円滑化促進地区に設定している。また、二見浦駅の南側に立地している伊勢忍者キングダムについては、直線距離としては800m範囲内に含まれているが、施設入口までの経路は駅から約1.5kmあり、徒歩で移動する施設としては遠く、また駅の南側に他の生活関連施設になりうる施設がないことから、移動等円滑化促進地区の範囲は駅の北側のみとした。

(3) 五十鈴川駅周辺地区

五十鈴川駅周辺地区は、神宮（内宮）に近く、来訪者が多数訪れるとともに、市立伊勢総合病院や三重交通Gスポーツの杜 伊勢（県営総合競技場）、大規模店舗など、多くの高齢者・障がい者等が利用する施設が立地している。このため、市内における重点的・一体的なバリアフリー化の効果が高い地区として、平成28年度（2016年度）に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において五十鈴川駅周辺重点整備地区として指定しており、各施設設置管理者等によるバリアフリー化事業が進められている。

このことから、本マスタープランでは「伊勢市交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた五十鈴川駅周辺重点整備地区の区域を移動等円滑化促進地区として位置づけ、生活関連経路および生活関連施設についても新たに設定していない。



※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、徒歩圏内の地域として、地区全体の面積が概ね400ha未満の地区とされている。2km×2kmの正方形に外接する円の半径は1.4kmであることから、半径1.4kmの円を促進地区検討段階での徒歩圏と設定し、2km×2kmの正方形の内接する円で示される範囲（半径1kmの円内）の周辺地域における施設の立地状況についても分析を行った。（なお、促進地区設定の歳は、半径800mの円内を徒歩圏として設定している。）

1-2. 生活関連施設

生活関連施設については、2016年度（平成28年度）に策定した伊勢市交通バリアフリー基本構想における生活関連施設の考え方を踏まえつつ、以下に示す点を考慮した上で設定することとする。

表 本マスタープランにおける生活関連施設の考え方

生活関連施設	
金融機関等	銀行、郵便局などで、生活関連施設である鉄道駅から最も近い店舗を生活関連施設として設定している。
医療施設 商業施設	バリアフリー法により、床面積が2000㎡以上の特定建築物（不特定多数が利用、又は主として高齢者・障がい者等が利用する建築物。病院、店舗、ホテル、美術館など）を建築する際には、国のバリアフリー基準への適合が義務付けされている。このことから、本マスタープランにおいても、用途面積2,000㎡以上の店舗や病院について、生活関連施設として設定する。（病院については伊勢病院のみ。小原産婦人科は、用途面積が2000㎡未満）
子育て支援施設	バリアフリーマスタープランにおいてバリアフリー化を検討するのは、生活関連施設間の移動経路となっており、幼稚園、小中学校などへの移動については、各自宅から施設までとなるため、高齢者・障がい者等が多数利用する施設というバリアフリー法による要件から考え、当市では生活関連施設として位置づけないこととしている。また、妊産婦等が相当数利用する施設として保育所、認定こども園などを生活関連施設として設定しているが、幼稚園については3歳以上の利用が中心となりベビーカーの利用は多数ではないと考え、生活関連施設としては設定しないこととする。
社会福祉施設	生活関連施設として設定するのは、老人福祉センター、身体障害者福祉センターなど、公共施設であるものとしている。 バリアフリーマスタープランは施設間の経路のバリアフリー化を図る計画であり、老人ホームについては施設内での生活・活動が中心となり、地域での移動は少ないと考えたため、生活関連施設として設定しないこととする。 また、民間運営の小規模な福祉施設については、バリアフリー法による生活関連施設の要件である「相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設」に該当しないと考えられるため、生活関連施設として設定しないこととする。

第7編 協議会・庁内検討会

1. 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会

1-1. 策定経緯

令和元年度		
第1回	令和元年6月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介および会長・副会長の選出 ・伊勢市バリアフリーマスタープランについて
第2回	令和元年11月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況整理およびアンケート等の結果と、移動等円滑化促進地区の候補地区について ・まち歩き(現地確認)について
第3回	令和2年2月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き(現地確認)の結果について ・バリアフリーマスタープラン基本方針について
令和2年度		
第4回	令和2年7月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進地区および移動等円滑化促進に関する事項の設定 ・行為の届出等に関する事項(素案) ・バリアフリーに関する取り組みのヒアリングおよび今後のスケジュールについて
第5回	令和2年8月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進地区等および行為の届出等について ・情報の収集、整理および提供について ・心のバリアフリーおよびその他の移動等円滑化の促進について ・移動等円滑化促進方針の評価について ・今年度のスケジュールについて
第6回	令和2年10月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市バリアフリーマスタープラン(案)について ・パブリックコメント実施事前説明 ・今年度のスケジュールについて
第7回	令和3年1月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・伊勢市バリアフリーマスタープラン(案)について ・伊勢市バリアフリーマスタープラン資料編(案)について ・伊勢市交通バリアフリー基本構想の進捗状況について ・国補助金評価報告について

1-2. 委員名簿

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿（令和元年度）

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学現代日本社会学部教授	会長
施設設置管理者	池田 泰幸	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所総括保全対策官	
	高山 勲	三重県伊勢建設事務所保全室保全課長	
	梶田 直樹	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部総務課（企画）課長代理	
	高松 靖司	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部工務課長	
	三村 和也	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
三重県公安委員会	三尾 啓輔	三重県公安委員会 （代理：三重県伊勢警察署交通第一課長）	
高齢者・障がい者団体 代表	中森 忠司	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 総務事業推進課長	
	廣 政男	伊勢市障害者団体連合会 会長	
	勢力 潤	伊勢市視覚障害者福祉会 副会長	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
市民代表	山本 誠	総連合自治会 会長	
	河之口 学	弁護士	
商工・観光関係団体 代表	野口 あゆみ	NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長	副会長
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会専務理事	
	森 修	伊勢商工会議所 交通円滑化推進委員会委員長	
	村井 正明	伊勢商工会議所 商業部会 副部会長	
国土交通省	小野田 勝巖	国土交通省中部運輸局 交通政策部消費者行政・情報課長	
三重県	上田 雅章	三重県子ども・福祉部地域福祉課主幹	
伊勢市	鳥堂 昌洋	伊勢市健康福祉部長	
	須崎 充博	伊勢市産業観光部長	
	森田 一成	伊勢市都市整備部長	
	植村 法文	伊勢市教育委員会学校教育部長	

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員名簿（令和2年度）

敬称略

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	笠原 正嗣	皇學館大学現代日本社会学部教授	会長
施設設置管理者	安部 伊折	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所総括保全対策官	
	高山 勲	三重県伊勢建設事務所保全室保全課長	
	安達 英矩	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部企画課係長	
	高松 靖司	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部名古屋統括部施設部工務課長	
	三村 和也	三重交通株式会社 伊勢営業所長	
三重県公安委員会	外谷 照孝	三重県公安委員会 (代理：三重県伊勢警察署交通官)	
高齢者・障がい者団体 代表	中森 忠司	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 総務事業推進課長	
	酒徳 和之	伊勢市障害者団体連合会 監事	
	勢力 潤	伊勢市視覚障害者福祉会 副会長	
	前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会 会長	
市民代表	前田 定夫	総連合自治会 副会長	
	河之口 学	弁護士	
商工・観光関係団体 代表	野口 あゆみ	NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長	副会長
	西村 純一	公益社団法人 伊勢市観光協会専務理事	
	中村 哲也	伊勢商工会議所 建設業部会 部会長	
	村井 正明	伊勢商工会議所 商業部会 副部会長	
国土交通省	小野田 勝巖	国土交通省中部運輸局 交通政策部消費者行政・情報課長	
三重県	吉岡 篤	三重県子ども・福祉部地域福祉課主幹	
伊勢市	大井戸 清人	伊勢市健康福祉部次長	
	須崎 充博	伊勢市産業観光部長	
	荒木 一彦	伊勢市都市整備部次長	
	植村 法文	伊勢市教育委員会学校教育部長	

1-3. 設置要綱

伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の作成に関する協議を行うため、法第24条の4第1項に基づき伊勢市バリアフリーマスタープラン策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊勢市
- (2) 法第2条第3号に規定する施設設置管理者
- (3) 三重県公安委員会
- (4) 高齢者又は障害者の関係団体
- (5) 商工又は観光の関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、伊勢市都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2. 庁内検討会

伊勢市バリアフリーマスタープラン庁内検討会（令和元年度）

部 名	課 名	役 職	氏 名
健康福祉部	福祉総務課	課長	大桑 和秀
〃	障がい福祉課	課長	濱口 基久
〃	高齢者支援課	課長	小林 記子
産業観光部	観光振興課	課長	富岡 由紀
〃	商工労政課	課長	東世古 幸久
都市整備部	都市計画課	課長	荒木 一彦
〃	交通政策課	課長	小林 和生
〃	基盤整備課	課長	倉野 隆宏
〃	維持課	課長	上田 淳一
教育委員会事務局	学校教育課	課長	西岡 幸一



事務局：都市計画課


伊勢市バリアフリーマスタープラン庁内検討会（令和2年度）

部 名	課 名	役 職	氏 名
健康福祉部	福祉総務課	課長	大桑 和秀
〃	障がい福祉課	課長	濱口 基久
〃	高齢者支援課	課長	小林 記子
産業観光部	観光振興課	課長	小林 進
〃	商工労政課	課長	東世古 幸久
都市整備部	都市計画課	課長	中村 哲也
〃	交通政策課	課長	小林 和生
〃	基盤整備課	課長	倉野 隆宏
〃	維持課	課長	上田 淳一
教育委員会事務局	学校教育課	課長	大島 充代


事務局：都市計画課

第8編 用語集

あ行	
移動等円滑化	高齢者・障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体・精神等の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動円滑化促進地区	生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区のことであり、移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）においては、生活関連施設および生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示す。なお、移動等円滑化促進地区において具体的なバリアフリー化整備事業を行う際には、基本構想を策定し、重点整備地区を位置づけることを検討する。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	「バリアフリー法」に基づき制定した国の移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年（平成30年改正））で、移動等円滑化の意義及び目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針、移動等円滑化施策に関する基本的事項などを定めている。
か行	
グレーチング	<p>金属製の溝蓋のことで、杖やベビーカーの車輪が落ちないようにするために網目が小さくなっているグレーチングは主に歩行者通行部に、網目の大きなグレーチングは車両通行部に設置されることが多い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>網目の小さな グレーチング</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>網目の大きな グレーチング</p> </div> </div>
心のバリアフリー	高齢者や障がい者などの多様な人々が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように、差別や偏見、無理解等による意識上の障壁（バリア）をなくすこと。また、高齢者や障がい者などが抱える困難を自らの問題として認識し、相互に理解を深め、必要な配慮や支援を行うこと。
さ行	
視覚障害者誘導用ブロック	<p>視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。</p> <p>進行方向を示す線状の誘導ブロックと、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示す点状の警告ブロックがある。</p>
重点整備地区	<p>旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進する地区であり、移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）における「移動等円滑化促進地区」のうち、基本構想において以下のような地区において具体事業の調整が可能な地区等が「重点整備地区」と設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化事業が特に必要な地区 ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区 <p>伊勢市では、平成28年度に策定された伊勢市交通バリアフリー基本構想において五十鈴川駅周辺で定められています。</p>

身体障害者手帳	身体障害者福祉法で定められている障がいの範囲に該当される方に対して、いろいろな援助を受けやすくするために交付される。障がいの程度により1級から6級までの区分があり、等級により福祉制度の適用範囲が異なる。
スロープ	 車いすやベビーカーなどが、通路や廊下などの床の高低差を通り易いように、緩やかな勾配で整備した傾斜路のこと。
生活関連経路	生活関連施設を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路のうち、重点的にバリアフリー化を図る道路のこと。
生活関連施設	「鉄道駅などの旅客施設やその周辺に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化・社会施設、商業施設、公園などで、多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩または車いすにより利用すると考えられる施設」のこと。
その他の事業	生活関連施設や生活関連経路など、重点整備地区におけるバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの。
ソフト(面)	人材や意識、情報など、非物理的な要素のこと。

た行

多機能トイレ	 車いす対応設備やオストメイト(人口肛門や人口膀胱の保持者)対応設備、乳幼児対応設備など、様々なニーズに対応できるように複数の機能が整備されたトイレのこと。
特定事業	バリアフリー法第2条で定める移動等円滑化に係る6つの事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業)のことで、基本構想において特定事業に位置づけられた施設について、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

は行

ハード(面)	施設や設備、器具など物理的要素のこと。
パブリックコメント	行政機関などが政策立案に当たり、広く住民に計画案を公表し、それに対して出された意見、情報、改善案(=コメント)を求める手続きのことで、その結果を考慮し、必要に応じて反映することで最終的な計画を策定することになる。
バリアフリー	高齢者・障がい者等にとって障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的障壁の除去だけでなく、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー基本構想	「移動等円滑化基本方針」に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関し市町村が策定する基本的な構想のこと。
バリアフリー法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」であり、平成18年(2006年)に、一体的・連続的なバリアフリー化を促進するために、建築物のバリアフリーに関するハートビル法と道路や公共交通に関する交通バリアフリー法とを一体化し、さらに拡充された法制度(平成30年(2018年)一部改正)。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4段階を繰り返す(サイクルさせる)ことにより、継続的に改善すること。

や行	
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ら行	
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車(自動二輪車を含む)のための駐車場で、駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、一般不特定多数の者が自由にこれを使用できる状態にある駐車場のこと(月極駐車場や従業員専用駐車場のよう特定の者以外の利用が禁じられている駐車場は該当しない)。

